

### 議会の動き

工事の請負契約のあり方等に関する  
申し入れについて (4月28日)

公営住宅建設事業(滑石団地Ⅲ期工  
事)において、工期内の完成が困難で  
あるにもかかわらず、3月議会への繰  
越明許費計上の手続きが行われず、専  
決処分による処理がなされたことを受  
けて、今後、工事の請負契約の締結に  
あたっては、適正な工期の設定を行  
入札の事前準備に努めるとともに、担  
当部局での工事の進行管理を徹底し、工  
期の変更等  
を要する場  
合は、関係  
部局と協議  
のうえ、適  
切かつ迅速  
に処理する  
よう、市長  
に対し申し  
入れました。



申し入れのようす (議長室)

永年勤続表彰の伝達 (6月5日)

全国市議会議長会定期総会におい  
て、永年勤続表彰を受けられた次の議  
員に対し、表彰状の伝達を行いました。

- (35年表彰) 中村七生氏
- (15年表彰) 堀江ひとみ氏

- 吉原孝氏
- 田村康子氏
- 飛田典子氏
- 堀江ひとみ氏

所属会派の異動 (5月30日)

小宮慶一議員が、民主・市民クラブ  
から自民明政クラブに、所属会派を異  
動しました。

特別委員の辞任 (6月1日)

毎熊政直議員が地域振興特別委員を  
辞任しました。

常任委員の所属変更 (6月5日)

緒方富昭議員が文教経済委員に、小  
宮慶一議員が総務委員に、それぞれ所  
属を変更しました。

議会運営委員の選任 (6月5日)

毎熊政直議員が議会運営委員に選任  
されました。

新規採用職員の傍聴 (6月8・9日)

公務に対する幅広い知識  
を身に付ける  
ことを目的と  
して、平成18  
年度長崎市新  
規採用職員の  
本会議傍聴研  
修が実施され  
ました。



新規採用職員の傍聴のようす

長崎市議会議員政治倫理条例の運用  
上生じた新たな事項の公表について

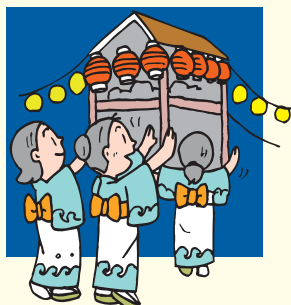
市議会では、「長崎市議会議員政治

### ご存知ですか？

議員(政治家)の寄附は法律で  
禁止されています。また、求めてもいけません。

公職選挙法では、議員(政治家)が選挙区内の人にお金  
や物を寄附することを禁止しています。例えば、自治会の  
集会・旅行や地域の運動会・お祭りへの寸志・飲食物等の  
差入れなど、日常的に行われている寄附行為であっても議員  
は行うことができません。

また、有権者が、議員にこのような寄附を求めることも  
禁じられています。



長崎市議会では、昨年、他都市において公職選挙法違反  
の事件が起きたのを契機に、今後とも一層法令遵守に努め  
ていくことを決議いたしました。市民の皆さまも、法の趣  
旨等をご理解のうえ、ご協力をいただきますようお願いい  
たします。

※「公職選挙法遵守に関する決議」や「公職選挙法で禁止されている  
寄付行為」については、ホームページに掲載しています。

倫理条例の運用について」を定め、平  
成18年7月1日から施行しています。  
この中で、条例の運用上新たな事項  
が生じたとき、または、運用の施行日  
前に生じた事項が新たな事項に類する  
場合は、これらを公表することができ  
る旨を定めています。(詳しくはホー  
ムページをごらん下さい。)  
これらの規定に基づき、条例の運用  
上生じた新たな事項について、次のと  
おり公表します。  
○宣誓書(条例第3条)の取り下げを  
申し出た者  
鶴田 誠二 議員  
(平成17年7月14日申し出)

### 9月定例会の予定は、次のとおりです。

4日(月)	本会議(招集日)
7日(木)・8日(金)	一般質問(個人)
11日(月)・12日(火)	〃
13日(水)・14日(木)	常任委員会
15日(金)・19日(火)	〃
20日(水)	特別委員会
22日(金)	本会議(最終日)

※ 予定は、変更となる場合があります。

議会を傍聴しましょう。